

檀原市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

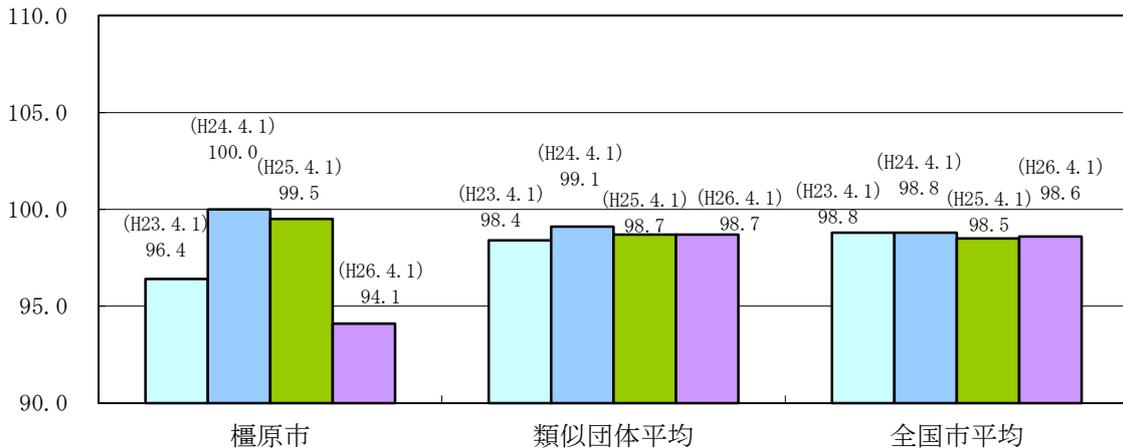
区分	住民基本台帳人口 (H26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H24年度の人件費率
H25年度	人 125,288	千円 38,856,220	千円 1,709,449	千円 6,675,199	% 17.2	% 18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)H24年度 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H25年度	人 805	千円 2,904,254	千円 835,240	千円 1,048,971	千円 4,788,465	千円 5,948	千円 6,088

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成 25 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成 24 年および平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。
 ※ 26 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、①3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、②3 年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について国の見直し内容を踏まえ平均 2% 引下げ。若年層については初任給の引上げと同程度の引上げを実施。高齢層については在職実態等を踏まえ最大 3.9% 引下げ。激変緩和のため、3 年間の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5)特記事項

(給与減額の状況)

平成25年度における減額措置(国の要請等を踏まえた減額措置の取組期間を除く)	給料の減額(減額期間) 1～3級:1% 4・5級:2% (平成25年4月1日～25年9月30日) 6級:3% 7級:4% 8級:5% (平成25年4月1日～25年9月30日) 特定任期付職員 3号:4% 4号:5% (平成25年4月1日～25年9月30日)
平成26年度における減額措置(国の要請等を踏まえた減額措置の取組期間を除く)	給料の減額(減額期間) 1～3級:1% 4・5級:2% (平成26年5月1日～26年12月31日) 6級:3% 7級:4% 8級:5% (平成26年5月1日～27年3月31日) 特定任期付職員 3号:4% 4号:5% (平成26年5月1日～27年3月31日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
橿原市	41.6歳	295,743円	386,255円	350,552円
奈良県	43.3歳	335,823円	419,190円	377,567円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.7歳	325,549円	402,261円	366,377円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
橿原市	43.7歳	103人	294,828円	378,666円	334,486円	—	—	—	—
うち清掃職員	43.8歳	72人	300,563円	404,124円	344,385円	廃棄物処理業	44.7歳	288,100円	1.40
うち給食調理員	42.8歳	26人	272,928円	308,429円	302,058円	調理師	42.1歳	252,000円	1.22
うち用務員	50.3歳	3人	330,337円	394,504円	370,004円	用務員	54.3歳	199,300円	1.98
奈良県	51.5歳	98人	326,394円	380,800円	361,530円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	—	326,688円	372,166円	353,768円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
橿原市	—	—	—
うち清掃職員	6,308,288円	3,939,100円	1.60
うち給食調理員	4,934,513円	3,365,800円	1.46
うち用務員	6,317,148円	2,747,000円	2.29

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヶ年平均）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橿原市	42.3歳	294,357円	354,519円
奈良県	42.9歳	358,446円	403,308円
類似団体	40.6歳	308,485円	352,606円

(注) 1「平均給料月額」とは、平成26年4月1日(橿原市以外は25年)における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (H26年4月1日現在)

区 分		橿 原 市	奈 良 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円 (174,200円)	180,800円	172,200円
	高 校 卒	140,100円 (142,100円)	146,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	135,600円 (137,600円)	137,450円	—

() 内は平成26年11月に決定した給料改定後の額である。改定後の額は平成26年4月1日に遡って適用されます。(以下、「平成26年11月の改定後」の記載についても同じ)
 奈良県は掲載時(12月1日)では改定の決定をしていない。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (H26年4月1日現在)

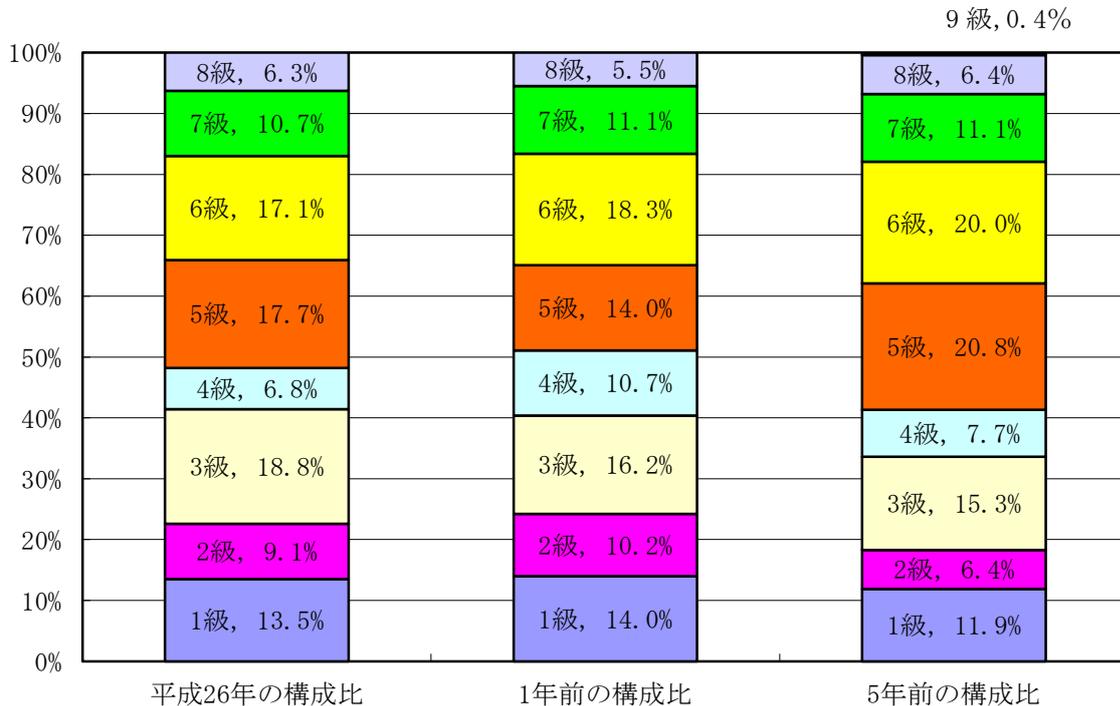
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	244,241円	331,645円	369,566円	393,772円
	高 校 卒	182,461円	該当者なし	332,582円	該当者なし
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	272,337円	325,652円	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (H26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	71人	13.5%	135,600円	243,700円
2級	主事の職務	48人	9.1%	185,800円	307,800円
3級	主査の職務	99人	18.8%	222,900円	354,700円
4級	係長、主任の職務	36人	6.8%	261,900円	388,300円
5級	統括調整員の職務	93人	17.7%	289,200円	400,600円
6級	課長補佐の職務	90人	17.1%	320,600円	422,600円
7級	課長、主幹の職務	56人	10.7%	366,200円	456,200円
8級	部長、副部長の職務	33人	6.3%	413,000円	478,200円

- (注) 1 榎原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 給料月額は給与減額措置がないとした場合の額(減額前)である。
 4 1号給および最高号給の給料月額は改定前の金額である。



(注) 平成24年度に9級制から8級制に変更している(9級を廃止)。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成25年1月昇給より8級職員に対して反映

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜 原 市	奈 良 県	国
1人当たり平均支給額 (H25年度) 1,367千円	1人当たり平均支給額 (H25年度) 1,511千円	—
[H25年度支給割合] 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	[H25年度支給割合] 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	[H25年度支給割合] 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

勤務評定の結果、上位者に対する加算措置及び下位者に対する減額措置を勤勉手当に反映しています。

(2) 退職手当 (H26年4月1日現在)

檜 原 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
1人当たり平均支給額	4,630千円	24,891千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (H26年4月1日現在)

支給実績 (H25年度決算)		209,302千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)		233,596円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全市域	6%	910人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		94.1 (94.1)	

(注) 平均支給年額は支給実績額を当該年度(25年)の4月実績者数で除した額である。(以下の手当も同じ)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (H26年4月1日現在)

支給実績 (H25年度決算)		27,564千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)		299,609円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H25年度)		9.7%		
手当の種類 (手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
福祉業務手当	生活福祉課に勤務する職員	福祉現業	839千円	日額 300円
行旅病人収容手当	生活福祉課に勤務する職員	収容作業	0千円	1件 1,000円
行旅死亡人収容手当			0千円	1件 3,000円
感染症防疫作業手当	健康増進課に勤務する職員	感染症防疫作業	0千円	日額 1,000円
清掃手当	生活環境部に勤務する職員	ごみ処理業務	26,121千円	日額 1,300円
動物死体処理手当	生活環境部に勤務する職員	動物死体処理作業	568千円	1体 1,500円
用地交渉手当	まちづくり部に勤務する職員	庁舎外で用地交渉	36千円	日額 650円

(5) 時間外勤務手当

	25年度決算	24年度決算
支給実績	185,607千円	190,452千円
支給職員1人当たり平均支給年額	381,907円	395,950円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (H26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	—	91,449千円	233,288円
	扶養親族 1人につき6,500円				
	満16歳年度初～満22歳年度末までの子 1人につき5,000円				
住居手当	借家に対して最高支給月額27,000円	同じ	—	54,165千円	124,232円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給月額55,000円 ※定期券36か月分を支給	一部異なる	月額 1,000円 加算 (有料駐車場加算)	64,305千円	88,574円
	自動車等利用者 最高支給月額31,600円 (2km以上で5kmごとに13段階の区分)				
	2km以上の自動車等利用者で、月額1,000円以上の 有料駐車場を利用している者は1,000円加算				
管理職手当	部長級：92,800円 副部長級：81,500円 課長・主幹級：65,800円 課長補佐級：45,000円	同じ 算出方法	—	164,721千円	669,598円

(注) 通勤手当の最高支給月額は平成26年11月に決定した改定後の額である。

5 特別職の報酬等の状況 (H26年4月1日現在)

区分	給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額	期末手当 (支給割合)
市長	906,300円 (954,000円) 763,200円 (4月のみ)	1,063,000円/504,000円	4,276,102円 (3.1月)
副市長	736,250円 (775,000円) 658,750円 (4月のみ)	876,000円/481,000円	3,473,772円 (3.1月)
教育長	615,600円 (648,000円) 550,800円 (4月のみ)	—円/—円	2,904,523円 (3.1月)
議長	622,000円	760,000円/420,100円	2,795,890円 (3.1月)
副議長	556,000円	670,000円/366,600円	2,499,220円 (3.1月)
議員	509,000円	620,000円/338,800円	2,287,955円 (3.1月)
(退職金)	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
市長	報酬月額×48×43.3/100	18,836,539円	任期満了時
副市長	報酬月額×48×30/100	10,602,000円	任期満了時
教育長	報酬月額×48×25.5/100	7,534,944円	任期満了時
年収ベース	市長 15,652,552円	副市長 12,756,722円	教育長 10,933,987円
	議長 10,259,890円	副議長 9,171,220円	議員 8,395,955円

- (注) 1 給料 () 内は、平成24年1月1日～平成27年11月11日までの減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。市長の支給率は平成26年9月に決定した改定後の額である。
 3 期末手当は平成26年11月に決定した改定後の額である。
 4 年収ベースは減額後の手当を含む平成26年度の見込額である。
 5 類似団体における最高/最低額は平成25年4月1日現在である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

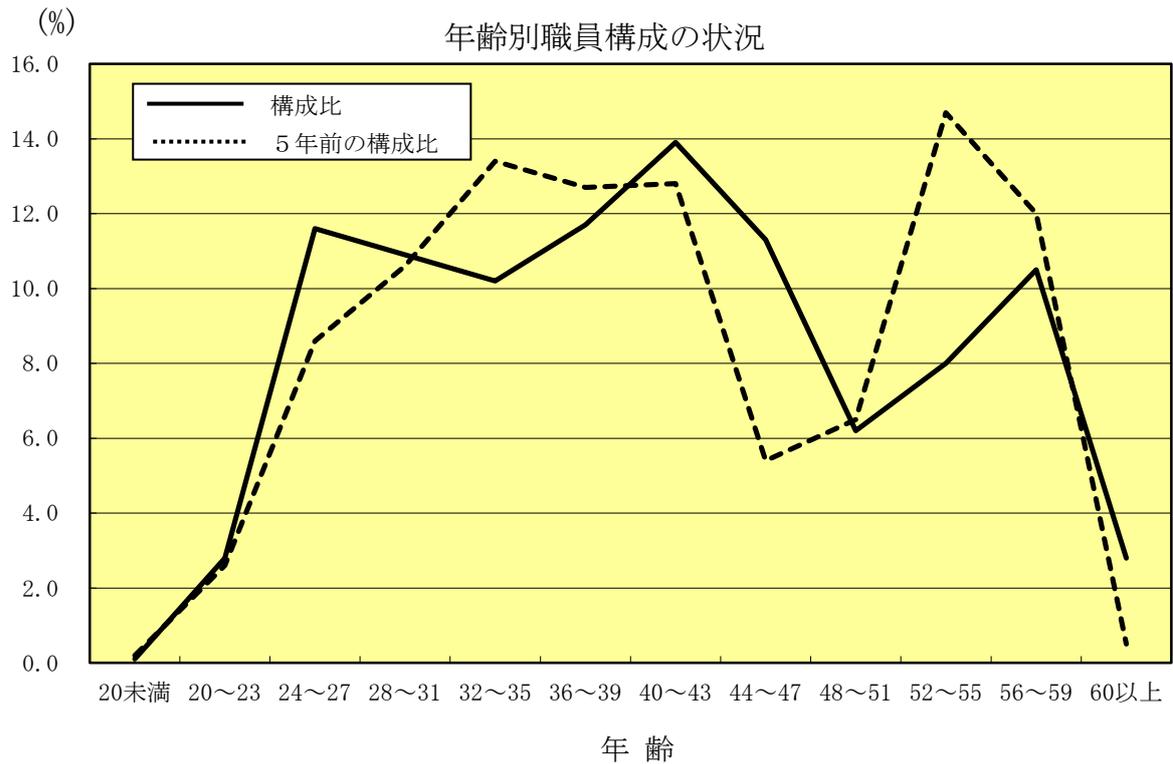
部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
		総 務	166	167	1	業務増
		税 務	44	43	▲1	事務の統廃合
		民 生	168	167	▲1	事務の統廃合
		衛 生	137	133	▲4	業務の民間委託
		労 働	2	2	0	
		農 林 水 産	14	12	▲2	事務の統廃合
		商 工	14	13	▲1	事務の統廃合
		土 木	90	90	0	
		計	642	634	▲8	<参考> 人口1万人あたりの職員数 50.69人 (類似団体人口1万人あたりの職員数 47.15人)
	教育部門	166	172	6	施設の新増設	
	小 計	808	806	▲2	<参考> 人口1万人あたりの職員数 64.44人 (類似団体人口1万人あたりの職員数 64.30人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	42	41	▲1		
	下 水 道	24	24	0		
	そ の 他	29	31	2		
	小 計	95	96	1		
合 計		903 [1,031]	902 [1,031]	▲1 [0]	人口1万人あたりの職員数 72.12人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。短時間勤務職員は職員数に含まない。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 類似団体は25年における平均職員数にて算定した数である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (H26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	25人	105人	98人	92人	106人	125人	102人	56人	72人	95人	25人	902人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	過去5年間の増減数
一般行政		634	634	643	633	642	634	0
教育		175	171	165	163	166	172	▲3
普通会計		809	805	808	796	808	806	▲3
公営企業等会計		95	95	95	93	95	96	1
総合計		904	900	903	889	903	902	▲2

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員（上水道事業）の状況

(1) 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H24年度の総費用に占める 職員給与費比率
H25年度	千円 2,680,989	千円 282,949	千円 284,027	% 10.6	% 10.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)24年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H25年度	人 41	千円 142,332	千円 43,050	千円 55,670	千円 241,052	千円 5,879	千円 6,094

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H26年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檀原市	40.5歳	295,116円	345,835円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日における職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、平成26年4月1日における給料月額と職員手当（扶養手当、住居手当、地域手当、管理職手当）の合計額の平均である。

(3) 職員の手当の状況（H26年4月1日現在）

ア 地域手当

支給実績（H25年度決算）		9,756千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		226,891円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全市域	6%	43人	6%

イ 時間外勤務手当

	H24年度決算	H25年度決算
支給実績	6,394千円	10,119千円
支給職員1人当たり平均支給年額	199,802円	326,405円

ウ その他の手当（H26年4月1日現在）

	内容及び支給単価	支給実績 (H25年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (H25年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に、勤務1回につき4,200円を支給	2,974千円	297,360円

期末・勤勉手当、退職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当は市職員と同じ。
特殊勤務手当として掲載していた保安勤務手当は平成25年3月31日をもって廃止した。